

久喜市議会
令和 7 年 9 月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 3 5 号	令和 6 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第 3 6 号	令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第 3 7 号	令和 6 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第 3 8 号	令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第 3 9 号	令和 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第 4 0 号	令和 6 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
議案第 4 1 号	令和 6 年度久喜市水道事業会計決算認定について	8
議案第 4 2 号	令和 6 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第 4 3 号	令和 6 年度久喜市下水道事業会計決算認定について	1 1
議案第 4 4 号	令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について	1 2
議案第 4 5 号	令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 3
議案第 4 6 号	令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 4
議案第 4 7 号	令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	1 5
議案第 4 8 号	令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6
議案第 4 9 号	令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	1 7
議案第 5 0 号	令和 7 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 8
議案第 5 1 号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改	

	正する条例	19
議案第52号	久喜市職員の育児休業等に関する条例及び久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第53号	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第54号	久喜市上下水道事業運営審議会条例	25
議案第55号	久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第56号	財産の取得について（久喜市立小・中学校学習用端末）	28
議案第57号	器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて	29
議案第58号	器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて	30
報告第14号	継続費精算報告について	31
報告第15号	継続費精算報告について	33
報告第16号	継続費精算報告について	35
報告第17号	令和6年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について	37
報告第18号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	46
報告第19号	賃貸借契約の締結の報告について（マイクロソフトオフィスソフトウェア賃貸借）	48
報告第20号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市公共施設（7施設）LED照明賃貸借）	49
報告第21号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市生活保護システム用端末、プリンター及びサーバ賃貸借）	50
報告第22号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市立小・中学校複合機賃貸借）	51

議案第 35 号

令和 6 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 36 号

令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 37 号

令和 6 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 38 号

令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 39 号

令和 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 0 号

令和 6 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和 6 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	資本金	利益剰余金			
		減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和 5 年度末残高	20,607,236,943	998,475,522	1,217,519,325	0	2,215,994,847
令和 6 年度変動額	0	△ 162,152,192	△ 66,961,000	714,646,609	485,533,417
減債積立金取崩額	0	△ 162,152,192	0	162,152,192	0
建設改良積立金取崩額	0	0	△ 66,961,000	66,961,000	0
当年度純利益	0	0	0	485,533,417	485,533,417
令和 6 年度末残高	20,607,236,943	836,323,330	1,150,558,325	714,646,609	2,701,528,264
処分額	517,538,300	143,007,823	54,100,486	△ 714,646,609	△ 517,538,300
処分後残高	21,124,775,243	979,331,153	1,204,658,811	0	2,183,989,964

議案第 4 1 号

令和 6 年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 2 号

令和 6 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和 6 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	資本金	利益剰余金		
		減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和 5 年度末残高	5, 402, 495, 841	231, 242, 874	0	231, 242, 874
令和 6 年度変動額	0	△ 231, 242, 874	521, 678, 453	290, 435, 579
減債積立金取崩額	0	△ 231, 242, 874	231, 242, 874	0
当年度純利益	0	0	290, 435, 579	290, 435, 579
令和 6 年度末残高	5, 402, 495, 841	0	521, 678, 453	521, 678, 453
処分額	231, 242, 874	290, 435, 579	△ 521, 678, 453	△ 231, 242, 874
処分後残高	5, 633, 738, 715	290, 435, 579	0	290, 435, 579

議案第 4 3 号

令和 6 年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 4 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 5 号

令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 6 号

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和7年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 7 号

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 8 号

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 9 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和7年度久喜市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 5 0 号

令和 7 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 5 1 号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。

別表第2の1の項中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同表中5の項を削り、6の項を5の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第52号

久喜市職員の育児休業等に関する条例及び久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第11条中「平成22年久喜市条例第36号」の次に「。第20条第2項において「勤務時間条例」という。)」を加える。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法)」に、「(次条第3項において「定年前再任用短時間勤務職員」という)」を「をいう」に改め、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項中「久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、「による特別休暇」の次に「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「育児時間」を「特別休暇又は当該介護時間」に改め、同条第3項中「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項第2号中「を請求している」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けている」に改め、「勤務時間から」の次に「5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から」を加え、「に5時間45分を加えた」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単

位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。
第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部を」に、「一部につき」を「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」につき」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の久喜市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいの
で、この案を提出するものであります。

議案第 5 3 号

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「1級」の次に「又は2級」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定により公費負担された医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に係るものに限る。)の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。)をいう。

第3条第1項第2号中「(平成17年法律第123号)」を削る。

第4条中「第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者のうち1級の障害を有するものが医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者のうち2級の障害を有するものに係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用する。

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第54号

久喜市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の管理運営に関する重要な事項について審議するため、久喜市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 上下水道使用者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(久喜市水道事業運営審議会条例及び久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 久喜市水道事業運営審議会条例(平成22年久喜市条例第87号)
 - (2) 久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例(平成22年久喜市条例第214号)
 (久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表水道事業運営審議会の項及び下水道・農業集落排水事業運営審議会の項を削り、同表建築審査会の項の次に次のように加える。

上下水道事業運営審議会	委員	日額 6,000円
-------------	----	-----------

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市水道事業運営審議会及び久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会を統合し、新たに久喜市上下水道事業運営審議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 5 5 号

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例(平成22年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 56 号

財産の取得について（久喜市立小・中学校学習用端末）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 久喜市立小・中学校学習用端末 |
| 2 | 数 量 | 11,424台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 874,621,440円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部
埼玉支社 公共文教営業部
部長 細 沼 克 弘 |

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立小・中学校学習用端末を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 5 7 号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 528,000円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和7年5月28日午前8時45分頃、久喜市伊坂中央1丁目地内の伊坂1丁目千勝会館敷地内において、職員が公用車を旋回させようとしたところ、車両の前方部分が同地内のスロープに乗り上げ、手すりを破損させた。

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 5 8 号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 960,018円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和7年4月16日午前11時35分頃、相手方が運転する車両が久喜市東大輪地内の市道鷲宮846号線を走行中、橋の欄干の基礎部分から露出していた鉄筋に接触し、車両左側の側面とタイヤが破損した。

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 1 4 号

継続費精算報告について

令和6年度久喜市一般会計予算の継続費に係る（仮称）久喜市立鷲宮義務教育
学校開校準備事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第
145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和6年度久喜市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他	
10教育費	1教育総務費	(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業	4	円 16,297,000	円 0	円 0	円 0	円 16,297,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 16,297,000	円 0	円 0	円 0	円 16,297,000
			5	3,058,000	0	0	0	3,058,000	1,584,000	0	0	0	1,584,000	1,474,000	0	0	0	1,474,000
			6	29,078,000	0	12,800,000	16,278,000	0	41,250,000	0	11,200,000	13,753,000	16,297,000	△ 12,172,000	0	1,600,000	2,525,000	△ 16,297,000
			計	48,433,000	0	12,800,000	16,278,000	19,355,000	42,834,000	0	11,200,000	13,753,000	17,881,000	5,599,000	0	1,600,000	2,525,000	1,474,000

報告第 1 5 号

継続費精算報告について

令和6年度久喜市水道事業の継続費に係る佐間浄水場配水設備更新工事及び八甫浄水場No. 2 P C 配水池耐震補強及び改修工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和6年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					県補助金	企業債	損益勘定 留保資金		県補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	佐間浄水場 配水設備更新工事	5	円 43,780,000	円 0	円 0	円 43,780,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 43,780,000	円 0	円 0	円 43,780,000
			6	86,603,000	0	0	86,603,000	115,500,000	0	0	115,500,000	△ 28,897,000	0	0	△ 28,897,000
			計	130,383,000	0	0	130,383,000	115,500,000	0	0	115,500,000	14,883,000	0	0	14,883,000
		八甫浄水場 No.2PC配水 池耐震補強 及び改修工事	5	290,345,000	50,972,000	0	239,373,000	259,670,000	50,972,000	0	208,698,000	30,675,000	0	0	30,675,000
			6	341,660,000	0	0	341,660,000	370,729,000	0	0	370,729,000	△ 29,069,000	0	0	△ 29,069,000
			計	632,005,000	50,972,000	0	581,033,000	630,399,000	50,972,000	0	579,427,000	1,606,000	0	0	1,606,000

報告第 16 号

継続費精算報告について

令和6年度久喜市下水道事業の継続費に係る桜田雨水ポンプ場更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和6年度久喜市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1公共下水道 事業資本的 支出	1建設改良費	桜田雨水ポン プ場更新工事	5	円 306,780,000	円 75,000,000	円 216,300,000	円 15,480,000	円 280,373,500	円 75,000,000	円 191,300,000	円 14,073,500	円 26,406,500	円 0	円 25,000,000	円 1,406,500
			6	208,595,000	7,000,000	191,100,000	10,495,000	182,272,200	3,200,000	174,200,000	4,872,200	26,322,800	3,800,000	16,900,000	5,622,800
			計	515,375,000	82,000,000	407,400,000	25,975,000	462,645,700	78,200,000	365,500,000	18,945,700	52,729,300	3,800,000	41,900,000	7,029,300

報告第 17 号

令和 6 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

財政健全化に関する比率

健全化判断比率

(単位：％)

実 質 赤 字 比 率	—	(1 1 . 6 6)
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	(1 6 . 6 6)
実 質 公 債 費 比 率	4 . 5	(2 5 . 0)
将 来 負 担 比 率	—	(3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」を記載しています。
- 2 将来負担額を充当可能財源等が上回ったことから、将来負担比率については、「—」を記載しています。
- 3 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率

(単位：％)

土地区画整理事業特別会計	—	(2 0 . 0)
水 道 事 業 会 計	—	(2 0 . 0)
下 水 道 事 業 会 計	—	(2 0 . 0)

備考

- 1 いずれの会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 7 9 号
令和 7 年 8 月 8 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之
久喜市監査委員 春 山 千 明

財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

令和 6 年度 財政健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和 7 年 7 月 2 9 日から令和 7 年 8 月 8 日まで

6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.66
② 連結実質赤字比率	—	—	16.66
③ 実質公債費比率	4.5	4.2	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.66％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.66％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は 4.5％となっており、前年度より 0.3 ポイントの増加となった。

早期健全化基準の 25.0％と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

なお、中期財政計画において、実質公債費比率の増加傾向が見込まれていることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

④ 将来負担比率について

充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されなかった。

早期健全化基準の 350.0％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和 6 年度 経営健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和 6 年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

(1) 久喜市土地区画整理事業特別会計

(2) 久喜市水道事業会計

(3) 久喜市下水道事業会計

3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和 7 年 7 月 2 9 日から令和 7 年 8 月 8 日まで

6 審査の結果

別紙 1 から別紙 3 までのとおり

別紙 1

令和 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1） 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

（2） 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3） 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 6 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 6 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第 18 号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 3,200 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和7年6月7日午後0時30分頃、相手方のご息女が上早見地内の市道久喜5063号線を歩行中、市道上に設置されたガードレールから突出していた金属片に接触し、衣服に破れが生じた。

令和7年8月19日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第 19 号

賃貸借契約の締結の報告について（マイクロソフトオフィスソフトウェア
賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 契約の名称 | マイクロソフトオフィスソフトウェア賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | マイクロソフトのサポート期限が満了するオフィスソフトウェアを入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 104,897,100 円
（月額1,748,285円） |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
昭和リース株式会社
代表取締役 泰山 信介 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和7年7月29日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで |

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

報告第20号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市公共施設（7施設）LED照明賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 契約の名称 | 久喜市公共施設(7施設)LED照明賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 久喜市の公共施設(ふれあいセンター久喜、けやきの木、ゆう・あい、あゆみの郷、いちょうの木、のぞみ園、偕楽荘)の既存照明設備をLED化することにより、公共施設の環境負荷の低減を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 32,709,600円
(月額272,580円) |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 東京都千代田区神田練堀町3
東京センチュリー株式会社
代表取締役 藤原弘治 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和7年6月27日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで |

令和7年9月1日提出

久喜市長 梅 田 修 一

報告第 2 1 号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市生活保護システム用端末、プリンター及びサーバ賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|------------------------|--|
| 1 | 契 約 の 名 称 | 久喜市生活保護システム用端末、プリンター及びサーバ賃貸借 |
| 2 | 契 約 の 目 的 | 賃貸借契約期間が満了する生活保護システム用端末、プリンター及びサーバを更改することにより、生活保護事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 23, 212, 200円
（月額386, 870円） |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方
の住所及び氏名 | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社 J E C C
営業統括本部長 石 崎 洋 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和7年7月3日 |
| 7 | 契 約 の 期 間 | 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで |

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

報告第 2 2 号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市立小・中学校複合機賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 契 約 の 名 称 | 久喜市立小・中学校複合機賃貸借 |
| 2 | 契 約 の 目 的 | 賃貸借期間が満了するプリンター及びコピー機を統合し複合機として入れ替えることにより、学校の業務効率化及び校務に係る経費縮減を図る。 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 68,824,800 円
(月額1,147,080円) |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方
の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野301番地1
教育産業株式会社
代表取締役 高 嶋 さ く ら |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和7年7月28日 |
| 7 | 契 約 の 期 間 | 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで |

令和 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一